

北上市下水道事業管理規程第2号

北上市排水設備指定工事店処分審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月19日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市排水設備指定工事店処分審査委員会規程の一部を改正する規程

北上市排水設備指定工事店処分審査委員会規程（平成26年北上市下水道事業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 北上市下水道条例（平成7年北上市条例第43号）<u>第15条の規定</u>に基づく指定工事店の取消し及び効力の停止（以下「処分」という。）について審査するため、北上市排水設備指定工事店処分審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 北上市下水道規程（平成20年北上市上下水道事業管理規程第15号）<u>第13条の規定</u>に基づいて定める違反行為ごとに</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 北上市下水道条例（平成7年北上市条例第43号）<u>第15条並びに北上市農業集落排水施設条例（平成3年北上市条例第135号）第17条及び北上市污水处理施設条例（平成7年北上市条例第44号）第4条の規定により準用する北上市下水道条例第15条の規定</u>に基づく指定工事店の取消し及び効力の停止（以下「処分」という。）について審査するため、北上市排水設備指定工事店処分審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 北上市下水道規程（平成26年北上市下水道事業管理規程第13号）<u>第13条並びに北上市農業集落排水処理施設規程（</u></p>

付する点数及び累積点数による処分の内容の決定に関する  
こと。

(2) [略]

令和2年北上市下水道事業管理規程第4号）第13条及び北  
上市汚水処理施設規則（平成8年北上市規則第23号）第4  
条の規定により準用する北上市下水道規程第13条の規定に  
基づいて定める違反行為ごとに付する点数及び累積点数に  
よる処分の内容の決定に関すること。

(2) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。